

2019.8

Journal of **Biofunctional Finding**

Vol.1 No.1

NPO法人生体機能探査推進機構
Biofunctional Finding Organization, NPO

〈 目次 〉

投稿論文

[その他]

○特定保健指導の指導効果に及ぼす要因の検討

- メール支援の送受信間隔と腹囲・体重に注目した分析—……………1
清川拓馬, 小池有紗, 飯塚富子, 鈴木順一

第 1 回生体機能学会報告

開催概要……………4

[基調講演:抄録]

生体機能探査推進機構が目指すもの 根本清次……………4

[研究報告:抄録]

- 歩行測定器を用いた転倒リスクの評価に関する報告 香川将大、他……………5
いびきの標準化の試みと疑似的ないびきの作成方法の検討 清川拓馬、他……………5
生活史に基づいた環境再現における考察 根本清次、他……………6
デイケアクリニック通院中のアルコール使用障害患者の属性 片山健浩、他……………6
芳香物質による体性感覚の生理的変動と認知変化の関係性について 木下博恵、他……………7
橈骨神経麻痺患者の病室で行えるリハビリテーションに関する看護研究 嶋津佑亮、他……………7

第 1 回生体機能研究会報告

開催概要……………8

第 2 回生体機能研究会報告

開催概要……………8

事務局からのお知らせ……………9

NPO 法人生体機能探査推進機構定款……………10

NPO 法人生体機能探査推進機構規程……………14

編集後記

投稿論文**[その他]**

**特定保健指導の指導効果に及ぼす要因の検討
—メール支援の送受信間隔と腹囲・体重に注目した分析—**

Examination of factors affecting the effectiveness of specific health guidance

—Analysis focusing on e-mail support sending / receiving intervals and waist circumference and weight—

清川拓馬^{1 2} 小池有紗² 飯塚富子² 鈴木順一²

KIYOKAWA Takuma^{1 2} KOIKE Arisa¹ IIDZUKA Tomiko¹ SUDZUKI Junichi¹

要旨

一般財団法人健康医学協会で作成した特定保健指導プログラムを実施した、平成 27 年度の積極的支援 45 名に対し、メール支援の送受信間隔と腹囲および体重の分析、検討を行った。分析の結果、メールの送受信間隔と腹囲および体重の減少量の関係について、弱い正の相関が見られた。このことから、特定保健指導で行われるメール支援において、その送受信間隔と対象者の腹囲や体重の変化に関連性があることを示唆した。

Key Word : 特定保健指導 メール支援 腹囲 体重

I はじめに

2008 年からメタボリックシンドロームの予防と改善を目的として、特定健診・特定保健指導¹⁾が開始され、特定健診の結果に基づいた、対象者にとって適切な保健指導の重要性が増すことになった²⁾。一般財団法人健康医学協会では、企業や団体を中心に人間ドックや健康診断各種検診事業等を行っている。

当協会においても特定健診・特定保健指導の制度開始時期から実施をしており、健康保険組合からの委託を基本とした事業を行っている。当協会における特定保健指導プログラムは、当協会のオリジナルのものと健康保険組合より指定されたものの 2 つあり、現在では、前者で保健指導を実施する場合が大半である。

II 目的

当協会で実施している特定保健指導プログラムについて、プログラムに含まれるメール支援に着目し、対象者と指導者の間での送受信の日数間隔とプログラム全体の効果について検討した。

III 研究対象

対象者は、平成 27 年度に特定保健指導の実施が終了した者の内、特定保健指導区分が積極的支援に該当し、当協会の特定保健指導プログラムを正規終了した 45 名とした。

IV 特定保健指導プログラムの概要

当協会の特定保健指導のプログラムは、厚生労働省の基準¹⁾に準拠して作成している(表 1)。初回面接は保健師が個別面接を 20 分以上行う。継続的支援は、A 支援の個別面接は 20 分以上を 2 回(内 1 回は

¹ 一般財団法人健康医学協会 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 4-1 ホテルニューオータニガーデンタワー 2 階

² 東都大学幕張ヒューマンケア学部看護学科 〒261-0021 千葉県千葉市美浜区ひび野 1-1

投稿論文

表1 当協会オリジナルの保健指導プログラム（積極的支援）

指導時期	開始	2週間後	1か月後	2か月後	3か月後	4か月後	5か月後	6か月後
実施内容	初回面接	Bメール支援*	個別支援A** (個人面接20分)	Bメール支援*	個別支援A** 中間評価 (個人面接20分)	Bメール支援*	Bメール支援*	最終評価 (個人面接20分)
ポイント	—	5	80	5	80	5	5	—
実施者	保健師	保健師	管理栄養士	管理栄養士	保健師	保健師	保健師	保健師

* メール支援：初回面接で立案した、支援計画の実施状況の確認や実施状況に対して励ましや賞賛を行う支援。

** 個別支援A：初回面接支援で立案した、支援計画の実施状況の確認や実施状況について、具体的な支援計画の見直しや目標設定の再考を行い、それらに基づいた支援を実施する。

管理栄養士が実施)、B支援のメール支援が4回(内1回は管理栄養士が実施)を行う。最終評価は、個人面接を20分以上、保健師が行っている。支援の時期は、2週間後、2か月後、4か月後、5か月後にメール支援、1か月後、3か月後に面接としている。

A支援の1回目の個別面接では、開始から1か月後に、当協会に所属する管理栄養士が、対象者の食事を中心に面接を行う。対象者から提出された2日分の食事記録について、そのバランスやカロリーなどを分析し、具体的な食生活の改善などを主眼に目標の調節を行う。その後開始から2か月後に、管理栄養士から1か月時の面接を踏まえたメール支援を行う。

V 研究方法

当協会における特定保健指導のカルテ情報をもとに、メールの送受信間隔及び体重、腹囲について統計的分析を行った。メールの送受信日は、当協会から1回目送信した日を基点に、対象者から返信を受信した日との間隔を用いた。このとき、送信した時間帯および休日は考慮しないこととした。

体重および腹囲は、初回測定値および最終評価時の測定値を使用し、各測定データとメールの送受信間隔の基本統計および相関、回帰分析を、Microsoft社の表計算ソフトExcelを使用して実施した。

VI 倫理的配慮

本研究は、当協会において倫理的に問題がないか審査され承認を得て行われた。対象者については、特定健診および特定保健指導の問診時に、個人が特定できない形での研究利用を含む個人情報の取り扱いについて書面及び口頭で示し、同意を得た。

研究に使用するデータは個人が特定されないよう非連結匿名化し、研究に用いる1次データを当協会内から持ち出すことは禁止し、施設内で厳重に保管した。

VII 結果

メールの送受信間隔の平均は3.8日(SD=2.8)であった。また、6か月間の保健指導の結果は、体重の平均は-2.0kg(SD=2.6)、腹囲の平均は-1.8cm(SD=3.3)であった。

メールの送受信間隔と体重減少の相関係数は $r=0.38$ で、 t 検定を行い有意な差が見られた($p<0.05$)。メールの送受信間隔と腹囲減少の相関係数は $r=0.37$ で、 t 検定を行い有意な差が見られた($p<0.05$)。

VIII 考察

当協会の特定保健指導プログラムの積極的支援における、メールの送受信間隔と腹囲および体重の関係について、それぞれに弱い正の相関が見られ、それぞれに有意な差が見られた。

このことから、特定保健指導で対象者と支援者の

投稿論文

間で行われるメール支援において、メール支援の送受信間隔と対象者の腹囲や体重の変化に関連性があることを否定できない結果となった。メール支援が、特定保健指導全体の効果に及ぼす影響は、大きいとは言えないが、メールによる支援を実施することで、生活習慣の改善を維持する効果があるとの報告³⁾もなされており、メール支援が、継続した支援の効果に影響していることを示唆する内容といえる。

(受付：令和元年 8 月 16 日、受理：令和元年 8 月 27 日)

メール支援の送受信間隔が短くなることで、特定保健指導の利用者の取り組み状況に対する結果や支援をすぐに受けることができ、対象者の取り組みへの意欲を持続させる効果が期待できる。このことから、メールの送受信間隔を短くすることは、特定保健指導の継続率や質の向上に寄与することが期待される。

IX 研究の限界

今回の研究では対象者が少なく、積極的支援のみに着目したため傾向を示唆するにとどまっている。また、当協会の特定保健指導では、そのほとんどは対象者本人が希望して参加していることも多く、意欲の高い参加者が多かったことによる影響も考えられる。

文献リスト

- 1) 厚生労働省：標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）. 2007. 4.
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/info03a.html> [2018. 10. 18]
- 2) 津下一代：第二期の特定健診・特定保健指導の在り方について，人間ドック，27（3）：535－546，2012.
- 3) 尾崎伊都子，小西美智子，片倉 和子：電子メールを用いた生活習慣改善のための保健指導のあり方（第 2 報）：長期的な効果を導くフォローアップ（地域看護活動報告）. 日本地域看護学会誌，13（2）：99-105，2011

第 1 回生体機能学術会議報告第 1 回生体機能学術会議 (Biofunctional Finding Conference 1 : B-CON1)**<開催概要>**

【名 称】	第 1 回生体機能学術会議 (Biofunctional Finding Conference 1 : B-CON1)
【テ ー マ】	—
【議 長】	根本清次
【日 時】	平成 31 (2019) 年 2 月 19 日 (火) 11:00~14:00
【開催内容】	生体機能に関する講演及び研究発表 (プログラム等参照)
【場 所】	千葉県千葉市美浜区ひび野 1-1 東都医療大学幕張キャンパス 1 号館 3-F 教室
【プログラム】	11:00~11:05 学術会議長あいさつ 11:05~11:15 生体機能探査推進機構について 11:15~11:25 基調講演 11:30~12:10 研究報告 12:15~13:15 昼食 13:20~14:00 生体機能探査推進機構理事会及び評議員会

[基調講演：抄録]「生体機能探査推進機構が目指すもの」

生体機能探査推進機構

理事長 根本清次 (開催当時)

本機構は、ヒトの生体機能について研究や開発を行い、多くの人々の生活の質の向上や公共の福祉に寄与するための組織として設立いたしました。

昨今の時代の流れは、かつてないほどに速く大きく動いており、それは本機構を取り巻く状況や生体機能に関する情報も例外ではありません。

各分野においては、更なるイノベーションやブレイクスルーが求められ、これまで以上の新機軸を打ち出し、有用かつ有意義なものを社会から求められています。

本機構は、その機構章に込めた思いでもあるよう

に、ヒトを含む生物界を探索するための探査針 (probe) であり続けることを願い、その過程で得られた生体機能情報が、我々の物質世界に対し、広く影響を波及させたいと考えています。

すなわち、Biofunctional Finding は、人々の健康に寄与する知恵として、その生活への波及を願っているのです。

そのためにも、生体機能に関連した研究及び新たな市場や事業の創出、人々や社会を豊かにする創造的な付加価値の創出を推進していきたいと考えています。

第 1 回生体機能学術会議報告

【研究報告：抄録】

歩行測定器を用いた転倒リスクの評価に関する報告

香川将大^{1,2}, 清川拓馬^{1,2,3,4}, 木下博恵^{1,2,5}, 根本清次^{1,2}

¹東都医療大学, ²生体機能探査推進機構, ³千葉大学大学院, ⁴一般財団法人健康医学協会, ⁵宮崎大学大学院

【目的】

高齢者の転倒ハイリスク群について、歩行開始から 2 歩目までに得られる歩行データおよび転倒リスク因子を分析することで、歩行測定器の転倒リスク評価ツールとしての有用性を検討する。

【方法】

従来の転倒リスクのスクリーニング方法である Fall Risk Index (FRI) にて、高齢者群を転倒ハイリスク群 (N=10) と非転倒ハイリスク群 (N=18) に分け、各歩行データについて Mann-Whitney U 検定を行う。また、各歩行データを順位付けし、要介護度に対する spearman 順位相関分析を行う。

【結果】

Mann-Whitney U 検定の結果、反対足接地距離のみ有意な差がみられ ($P=0.0491$)、その他の値に有意な差はみられなかった。spearman 順位相関分析の結果、踏み出し接地時間と反対足接地時間に弱い正の相関が ($r=0.311, 0.248$)、踏み出し接地距離と歩行速度に弱い負の相関がみられた ($r=-0.26, -0.25$)。

【考察】

各歩行データのうち反対足接地距離に着目することで転倒リスクが評価できることが示唆された。しかし、反対足接地距離以外の歩行データは、感覚運動処理能力に加えて心理面の影響を受けたことで、易転倒性を検出できなかった可能性がある。また、各歩行データと ADL には関連性が確認された。

いびきの標準化の試みと疑似的ないびきの作成方法の検討

宮本幸季⁵, 濱田翔⁶, 蔵元恵里子⁷, 吉永砂織^{8,9}, 根本清次^{1,4}

¹東都医療大学, ²一般財団法人健康医学協会, ³千葉大学大学院, ⁴生体機能探査推進機構, ⁵国立がん研究センター, ⁶宮崎県庁, ⁷宮崎県立大学, ⁸宮崎大学大学院, ⁹宮崎大学

【目的】

看護において音は、生活・療養環境を構成するうえで重要な要素である。しかしながら、身近な音であるいびきを音として分析し、標準化した研究は少なく、検討の余地がある。

【方法】

健康な日本人男女 5 名からいびきの音を採取し、その音の分析を行った。また、採取した音から標準化を行い、作成したいびきを被検者に聞かせ、主観評価を行った。

【結果】

いびきのサウンドスペクトログラムは、それぞれに特徴的な波形を示し、同一事象内の formant は近似的であった。また、作成したいびきについては、いびきとして感じられたとの評価を受けた。

【考察】

第 1 及び第 2 formant において特徴的な波形を示し、開口度よりも咽頭の閉塞や閉口による影響が強いことが示された。同一事象におけるいびきの再現性も示唆された。

第 1 回生体機能学術会議報告

生活史に基づいた環境再現における考察

根本清次^{1,2}, 木下博恵^{1,2,3}, 香川将大^{1,2}, 清川拓馬^{1,2,4,5}

¹東都医療大学, ²生体機能探査推進機構, ³宮崎大学大学院, ⁴一般財団法人健康医学協会, ⁵千葉大学大学院

ヒトは日常生活における環境の在り方で、知らず知らずのうちに行動や物事の感じ方に大きな影響を受けている。これは環境からの刺激がヒトの精神活動に影響することを意味しており、もし過去において最良な時を過ごした記憶があれば、その時の環境もまた重要な役割を担っている。つまり、環境から受けた視覚、嗅覚、聴覚を始めとする様々な感覚は、記憶の中に保存されることになる。

看護職が、患者ひとりひとりの生活史に基づいた記憶を対話によって振り返り、良好な環境体験を確認し、この情報を基に最新機器を用いて疑似的な環境が再現できれば、個人にとって好影響を及ぼす空間が創生されるのではないだろうか。

上記から、透析治療はもとより、バイオクリンルームなど分離的な環境におかれた患者、療養の特殊性から自分らしさが発揮できずにいる患者、さらに医療・介護施設において、施設になじめず生きがいを喪失している利用者、さらに第一線で活動している方々の万全な休息を得る手立てなど、応用が期待できる。

デイケアクリニック通院中のアルコール使用障害患者の属性

片山健浩^{1,2}, 松下年子³

¹東都医療大学, ²生体機能探査推進機構, ³横浜市立大学

【目的】

アルコール使用障害の治療施設の一つであるデイケアクリニックは、自助グループにつなげなかった患者への治療教育、就労支援に重点が置かれている。そこに通院する患者の属性を分析することで、今後のアルコール使用障害患者の回復支援につなげていく必要がある。

【方法】

都内依存症デイケアクリニック 5 施設において、20 歳以上でアルコール使用障害と診断された者 158 名に自記式質問紙を配布し属性や生活習慣について回答を得た。

【結果】

全対象者の平均(±SD)年齢は 57.9±10.5 歳であった。性別は男性 99 名(92.5%)、女性 8 名(7.5%)であった。断酒期間について「0 年(飲酒中)」と回答した者が 16 名(15.0%)であった。「喫煙している」者は 80 名(74.8%)であった。「ギャンブルを好む」者は 44 名(41.1%)であった。「趣味がある」者は 52 名(48.6%)であった。このうち、趣味をギャンブルとする者は 7 名、趣味を飲酒とする者は 1 名であった。婚姻歴は離婚が 36 名(33.6%)、未婚が 51 名(47.7%)であった。「家族にアルコール使用障害患者がいる」者は 23 名(21.5%)であった。就労状況については、有職者が 7 名(6.5%)であった。「身体疾患がある」者は 36 名(33.6%)で、「アルコール性肝炎・肝硬変」が 15 名と最も多かった。「精神疾患がある」者は 11 名(10.3%)で、すべて「うつ病」であった。

【考察】

デイケアクリニックに通院中であるが、断酒に至っていない患者の存在が明らかになった。今後は節酒の考えも含めて対象へのケアを考えていく段階にあることが示唆された。

第 1 回生体機能学術会議報告

芳香物質による体性感覚の生理的変動と認知変化の関係性について

木下博恵¹²³、吉永砂織²⁴、香川将大¹³、清川拓馬¹³⁵⁶、根本清次¹³

¹東都医療大学、²宮崎大学大学院、³生体機能探査推進機構、⁴宮崎大学、⁵一般財団法人健康医学協会、⁶千葉大学大学院

【目的】

芳香が疼痛緩和に役立つとされ一部の医療機関で補完療法として用いられている。今回は、ヒトの芳香物質吸入時にどの程度の割合で体性感覚の生理機能に変化が生じ、そのケースの体性感覚認知変化及び情動変化との関連性について考察することである。

【方法】

嗅覚や神経疾患を持たない成人女性 29 人に、3 種の精油（ベルガモット、ラベンダー、イランイラン）をそれぞれ蒸気吸入し、芳香前後の生理学的客観的評価として体性感覚誘発電位（SEP）測定、主観的評価として体性感覚認知について VAS を用い、その他情動に関しても幾つかの質問を行った。

【結果】

3 種類とも吸入前と比べて、SEP の N18-N60 間の電位総和において約 60%のケースで 10%以上の増減を示した。SEP 変動と VAS 変動が同一傾向を示したものが各種約 7～20%、相反傾向が約 20～27%存在した。共に抑制傾向を示したものは各種とも全体の 10%程度あり、その 8 割以上のケースで快適度や芳香の嗜好などで快傾向を示し、かつ具体的な快のイメージや体験想起をしていた。

【考察】

全体の 10%程度のケースでは芳香呈示で、生理的にも心理的にも疼痛緩和される可能性が示唆された。また快不快度、嗜好などと共に快のイメージが想起できる香りではより緩和効果が高まる可能性が考えられる。しかし、生理的変化と認知的変化間で、同一傾向を示すケースと同程度相反するケースもあり、適用の際には注意を要する。

橈骨神経麻痺患者の病室で行えるリハビリテーションに関する看護研究

嶋津佑亮¹

¹東都文京病院

【目的】

看護とリハビリテーションが目指す目的には重なる部分があり、病院内だけのケアで終わることなく、退院後の患者の生活を見通しながら看護を実践していく必要がある。今回は、①患者が退院に向けて主体的に ADL 拡大を目指す②自宅でも継続して行える内容のリハビリテーションの提案を目的に、研究テーマとし実施したのでこれを報告する。

【方法】

対象は 60 代男性、骨折に伴う左橈骨神経不全麻痺により、左手で細かい動作が行えない患者。リハビリテーション内容は①ちぎり絵②洗濯ばさみをつまむ運動③コインを裏返す動作の運動④リハビリテーションボールを使った運動を、時間は指定せず、病室にいるときに実施した。1 日のリハビリテーションの目安はパンフレットを渡して説明した。

【結果】

リハビリテーション中の動作の変化および患者の発言の変化に注目し評価を行った。結果、手指の動きに大きな変化は見られなかったが、「ちょっとした作業なのに腕と指が筋肉痛になっている。使ってなかった分衰えていたんだろうね。退院後もリハビリテーションを継続することが大切であるとわかった。」との発言が得られた。

【考察】

本研究において、リハビリテーション看護で、自宅退院にむけた看護師の果たす役割は次のことであると考えた。①リハビリテーションや回復への動機づけを行い、「患者主体」を重視した本人や家族への指導をすること②リハビリテーションを「継続」していくことの重要性の説明と継続していけるように支援すること。

第1回生体機能研究会 (Biofunctional Finding Conference 1.1 : B-CON1.1)

＜開催概要＞

- 【名 称】 第1回生体機能研究会 (Biofunctional Finding Conference 1.1 : B-CON1.1)
- 【テ ー マ】 —
- 【会 長】 根本清次
- 【日 時】 平成31(2019)年3月21日(火) 12:00~18:00
- 【開催内容】 生体機能に関する講演及びセミナー
- 【場 所】 千葉県千葉市美浜区ひび野1-1 東都医療大学幕張キャンパス1号館 621号室等
- 【プログラム】 12:00~12:10 会長あいさつ
12:10~12:20 基調講演Ⅰ:「研究会の開催にあたって」(根本清次)
12:20~13:30 昼食
13:30~17:00 セミナー:「運動から見た生体機能」(座長:香川将大)
17:00~18:00 生体機能探査推進機構理事会及び評議員会

第2回生体機能研究会 (Biofunctional Finding Conference 1.2 : B-CON1.2)

＜開催概要＞

- 【名 称】 第2回生体機能研究会 (Biofunctional Finding Conference 1.2 : B-CON1.2)
- 【テ ー マ】 —
- 【会 長】 浅利定栄
- 【日 時】 令和元(2019)年8月4日(日) 19:00~21:00
- 【開催内容】 生体機能に関するセミナー
- 【場 所】 晴海会場(東京都中央区)
- 【プログラム】 19:00~19:10 会長あいさつ
19:10~20:30 セミナー:「食事から見た生体機能」(座長:香川将大)
20:30~21:00 NPO法人生体機能探査推進機構 総会・理事会

事務局からのお知らせ

1 法人化

「生体機能探査推進機構」は、令和元年 7 月 16 日に千葉市より NPO 法人の認証を受け、令和元年 7 月 22 日に「NPO 法人生体機能探査推進機構」として登記いたしました。法人格を取得し、これまで以上に皆様と共に、生体機能の探査・推進を行っていきたいと考えております。

【法人概要】

- ・ 名 称 NPO 法人生体機能探査推進機構 (Biofunctional Finding Organization, NPO)
- ・ 所在地 千葉県千葉市美浜区ひび野 1 丁目 1 番地幕張国際研修センター内
- ・ 特定非営利活動の種別
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (4) 国際協力の活動
 - (5) 情報化社会の発展を図る活動
 - (6) 科学技術の振興を図る活動
 - (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ・ 事業内容
 - (1) ヒトの生体機能及びその関連分野の研究・発表事業
 - (2) ヒトの生体機能及びその関連分野の論文図書等の発行事業
 - (3) ヒトの生体機能及びその関連分野の普及啓発事業
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 会員募集

本法人では、以下の会員を募集しております。ご興味のある方は事務局までご連絡ください。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 名誉会員 ヒトの生体機能及びその関連分野もしくはこの法人の進歩および発展に著しく貢献し、理事会に推挙された個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生の身分を有する個人
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

3 原稿募集

本誌、JBFF では論文等の原稿を募集しております。生体機能やその関連領域の内容について、幅広く皆様からの投稿をお待ちしております。詳細は、本法人サイトや規程をご覧ください。

NPO 法人生体機能探査推進機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人生体機能探査推進機構（英語名：Biofunctional Finding Organization）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ヒトの生体機能及びその関連分野の研究・開発を行い、その情報や知識を普及・啓発等を通して、その探査の推進を図り、人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与することを目的とし、国際的にも貢献することを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動

(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ヒトの生体機能及びその関連分野の研究・発表事業
- (2) ヒトの生体機能及びその関連分野の論文図書等の発行事業
- (3) ヒトの生体機能及びその関連分野の普及啓発事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 名誉会員 ヒトの生体機能及びその関連分野もしくはこの法人の進歩および発展に著しく貢献し、理事会に推挙された個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生の身分を有する個人
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 名誉会員及び学生会員以外の会員の入会については、特に条件を定めない。

2 名誉会員以外の会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 名誉会員以外の会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、会費の納入を要しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
- (2) 監事 1人以上5人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長及び副理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は

法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) 清算人の選任

(8) 残余財産の帰属

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(4) 法第14条の3第1項の規定により理事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号又は第4号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号、第44条及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任又は解任、報酬及び費用弁償
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 資産の管理の方法
- (4) 除名
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、

その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 46 条 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 48 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 50 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 51 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	根本 清次
副理事長	木下 博恵
副理事長	清川 拓馬
理事	片山 健浩
理事	浅利 定栄
監事	香川 将大
監事	嶋津 佑亮

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 2 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令

和 2 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	1 千円
名誉会員	0 円
学生会員	1 千円
賛助会員	1 万円

(2) 年会費（1 年間分）

正会員	1 千円
名誉会員	0 円
学生会員	1 千円
賛助会員	1 口 1 万円

NPO 法人生体機能探査推進機構規程

NPO 法人生体機能探査推進機構 研究雑誌規程

制定：令和元年 5 月 29 日

（名称）

第 1 条 NPO 法人生体機能探査推進機構（以下、「本法人」という。）の研究雑誌の名称を「Journal of Biofunctional Finding」（以下、「本誌」という。）とする。また、略称を「JBFF」とする。

（目的）

第 2 条 本誌は、医学や看護学、工学、理学など学際的な観点から、生体機能についての優れた研究を探査、推進し、人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与するため、論文を広く掲載するものとする。

2 本誌に掲載する原稿は、新しい知見を想像するもので、他誌に投稿中、印刷中等の論文は受け付けられない。

（倫理的配慮並びに個人情報保護）

第 3 条 本誌に関する倫理的配慮ならびに個人情報保護について、以下に定める。

- 1 ヒトを対象とした研究については、ヘルシンキ宣言の精神に基づいていること。
- 2 研究については、倫理的な配慮がなされていることを言及すること。所属機関の倫理委員会もしくは、それに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。
- 3 症例の記述等については、個人情報保護に十分に配慮し、論文掲載の同意は、その旨を論文中に記載すること。

（掲載論文の種類）

第 4 条 本誌に掲載する論文の種類について、以下に定める。

- (1) 原 著 新規性が求められる論文。A4 用紙 1 枚に 1,200 字とし、4,800 字以上 7,200 字（A4 用紙 4～6 枚相当）以内で作成すること。必ずページ番号を付すこと。図表 1 つにつき、400 字相当とする。
- (2) 研究報告 原著ほどの新規性は求められないが、今後の研究を積み重ねるうえで重要な調査や報告など含んでいると考えられる論文。A4 用紙 1 枚に 1,200 字とし、4,800 字以上 7,200 字（A4 用紙 4～6 枚相当）以内で作成すること。必ずページ番号を付すこと。図表 1 つにつき、400 字相当とする。
- (3) その他 新規性や客観性が原著や研究報告ほど高くないが、非常に有効内容が見られる論文。A4 用紙 1 枚に 1,200 字とし、1,200 字以上 4,800 字（A4 用紙 1～4 枚相当）以内で作成すること。必ずページ番号を付すこと。図表 1 つにつき、400 字相当とする。

（一般事項）

第 5 条 本誌の一般事項について、以下に定める。

- (1) 原稿には表題、氏名、所属とその連絡先住所（E-mail を含む）を記載し、それぞれに英語表記を付けること。

- (2) 和文抄録（200 字以内）と和文の Key words（3～5 個）を付けること

- (3) 外国の人名や専門用語等は日本語を用い、必要な場合にのみ（ ）内に原語を示すこと。

- (4) 図表等は、そのまま印刷できる高解像なものを添付し、本文中に挿入箇所を指定すること。

- (5) 文献引用は、本文中の引用箇所の右肩に番号を記載し、末尾に下記要領で一覧を付すこと。著者氏名は最初の 2 名までとし、それ以上の場合は、“他”（邦文）もしくは、“et al”（欧文）とする。以下に例を示す。

・雑誌 著者：「題名」誌名 巻数：始頁～終頁，西暦発行年

・単行本 著者：「書名」発行元：始頁～終頁，西暦発行年

・URL 「題名」URL，情報取得年月日

- (6) 本誌は電子雑誌として発行する。

（投稿）

第 6 条 本誌の投稿にあたっては、原則 BFO の推薦があることが望ましいが、原稿の採否は理事会で決定する。また、加筆・削除等を指示することがある。

- 2 掲載論文の著作権ならびに複写権は、本法人に帰属する。

- 3 原稿は、原則、本法人あてに電子データで送付すること。

（査読）

第 7 条 本誌の査読については、別途定める規定に従う。

（掲載料金）

第 8 条 本誌への論文掲載に関する基本掲載料金を以下のように定める。

- (1) 規定項数まで 20,000 円、超過分に関しては 1 項あたり 5,000 円。
- (2) 生体機能探査推進機構主催の会議・研究会等で発表された内容については、規定項数まで 5,000 円とする。ただし、理事会による決議によって定めることがある。

（補則）

第 9 条 その他研究雑誌について必要な事項は、別途理事会が定めることとする。

- 2 本規程の改正については、理事会の議決のもと、理事長の承認を得ることとする。

附則

- 1 本規程は、NPO 法人生体機能探査推進機構の成立の日から施行する。

制定：令和元年 5 月 29 日

（目的）

第 1 条 この規程は、NPO 法人生体機能探査推進機構（以下、「本法人」という。）の研究雑誌規程に定める研究雑誌（以下、「本誌」という。）における査読の基準を明確にし、投稿者と査読者が論文に対して共通の認識を持つことで、速やかな査読と公平さを担保することを目的とする。

（要点）

第 2 条 本誌の査読の要点を以下に定める。

- (1) 生体機能の発展に寄与するか。
- (2) 新規性、創造性、有用性のいずれかが認められるか。
- (3) 論旨が明瞭であるか。
- (4) 完成度が掲載可能な水準であるか。

（判定種別）

第 3 条 本誌の査読における判定種別は、A：掲載、B：修正後掲載、C：修正後再査読、D：返送の 4 段階とする。また、判定の基準の原則を以下の各号に定める。

- (1) A：投稿されたままの状態もしくは軽微な修正のみで掲載可能。
- (2) B：文章の修正や内容の照会が必要ではあるものの変更を加えれば掲載可能。
- (3) C：文章の大幅な修正や構成など大きな訂正が必要と判断されるもの。
- (4) D：修正を加えても掲載に至らないと判断されるもの。

2 査読結果については、必須修正項目、推奨修正項目及びその他の項目の 3 種類とする。原則として、本条第 1 項の基準との対応として、必須修正項目がある場合は C、推奨修正項目およびその他の項目のみの場合は B、その他のみの場合は A とする。また、客観的な証拠に欠けていると判断された論文については、再投稿を勧める。

（査読者の選定）

第 4 条 査読者選定について、論文等を本法人が受理したのち、理事会の協議により、査読者を 2 名決定し、要請する。また、投稿内容によっては、外部に協力を依頼することがある。

（査読方法）

第 5 条 本誌の査読について、次の各号の順に進めるものとする。

- (1) 投稿者から論文等の投稿が行われたのち、理事会の協議による査読者の決定を行う。
- (2) 理事会から査読者へ査読の依頼を行う。
- (3) 査読者から受け取った査読結果を投稿者へ通知を行う。
- (4) 判定が B もしくは C の場合、投稿者から修正した論文等の提出を受け、第 2 項及び第 3 項を再度行う（再査読）。
- (5) 査読もしくは再査読の結果、A の判定の場合、理事会の協議により掲載の採否を決定し、投稿者にその旨の通知を行う。

2 査読については、再査読まで行うこととする。

（査読原則）

第 6 条 本誌における査読についての原則を、次の各号に定めるものとする。

- (1) 論文の捏造、盗用などの不正行為が明らかになった場合は、理事会の協議を経て、当該論文の返送や掲載取り消しを行う。
- (2) 査読終了後の著者の追加・削除・変更は認めない。
- (3) 掲載決定後は、原則認めない。
- (4) 掲載決定後に、最終原稿を作成する過程で意図的に論文として不適切な文言を追加したことが明らかになった場合には、掲載の決定を取り消す場合がある。

（補則）

第 7 条 その他研究雑誌の査読について必要な事項は、別途理事会が定めることとする。

2 本規程の改正については、理事会の議決のもと、理事長の承認を得ることとする。

附則

1 本規程は、NPO 法人生体機能探査推進機構の成立の日から施行する。

NPO 法人生体機能探査推進機構 研究助成金規程

制定：令和元年 5 月 29 日

（名称）

第 1 条 NPO 法人生体機能探査推進機構（以下、「本法人」という。）の定める助成金事業について、「NPO 法人生体機能探査推進機構研究助成金」（以下、「助成金」という。）と称する。また、略称を「BFO 助成金」とする。

（目的）

第 2 条 この規程は、生体機能に関する研究事業に対する助成金の適正な運用を図ることを目的とする。

（対象者）

第 3 条 助成金の対象者は、募集される助成金に対して定められる事項のほか、次を全て満たすものとする。

- (1) 本法人の理事の推薦がある個人または団体。
- (2) 修士以上の学位を有し、1 編以上の査読付き論文がある個人。

（期間）

第 4 条 助成金の研究期間は、原則、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。ただし、募集する助成金ごとに、理事会が定めることができる。

（助成額）

第 5 条 助成金額は、原則 1 課題 50 万円を限度に理事会で協議し、理事長が決定する。

- 2 助成金額は、理事会の協議により変更することができる。
- 3 助成金の対象経費は、研究事業に必要な次の経費とする。

- (1) 諸謝金（当該研究者に対するものを除く。）

- (2) 旅費

- (3) 開発・調査研究費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費等をいう。）

（助成課題）

第 6 条 助成金の対象となる課題は、ヒトの生体機能及びその関連分野に関するものとする。

（応募方法）

第 7 条 応募については、次に掲げる書類を本法人が定める期日までに理事会に提出するものとする。

- (1) 助成金交付申請及び使用計画書（様式 1 号）。
- (2) 本規程第 3 条に定める条件を証明するもの。
- (3) その他、申請にあたって必要と思われるもの。

- 2 応募については、その内容を理事会が適切な方法を用いて周知することとする。

（採択）

第 8 条 助成金の採択の選考は、理事会の協議を基に理事長が決定する。

- 2 助成金の金額は、個別に前条に従って提出された書類を基に理事会で審議し、理事長が決定する。

（報告）

第 9 条 助成金の交付を受けたものは、本規程第 4 条に定めた期間の終了した 1 カ月後までに助成金使用報告書（様式 2 号）を理事会に提出しなければならない。

- 2 助成金使用報告書の内容が著しく不適当であると理事会が判断した場合は、助成金の返還を求める場合がある。

- 3 助成金の交付を受けたものは、助成金使用報告書の提出までに、本法人の主催する研究会や研究雑誌等に発表もしくは掲載されなければならない。

（公表）

第 10 条 本法人は、本規程第 9 条に定める助成金使用報告書の全部又は、一部を印刷その他の方法により発表することが出来る。

（交付明記義務）

第 11 条 助成金の交付を受けたものは、その内容を全部又は一部を刊行し又は、専門誌等に掲載する場合には、当該助成金の交付を受けて行った成果物である旨を明記しなければならない。

- 2 明記の方法は、原則として以下のいずれかを使用すること。

- (1) 本研究は、NPO 法人生体機能探査推進機構研究助成金を受けたものです。
- (2) This work was supported by Biofunctional Finding Organization.

（補則）

第 12 条 その他助成金について必要な事項は、別途理事会が定めることとする。

- 2 本規程の改正については、理事会の議決のもと、理事長の承認を得ることとする。

附則

- 1 本規程は、NPO 法人生体機能探査推進機構の成立の日から施行する。

NPO 法人生体機能探査推進機構 表彰規程

制定：令和元年 5 月 29 日

(目的)

第 1 条 この規程は、表彰を公正かつ円滑に行うとともに、功績をたたえることで、生体機能の探査及び推進を促すことを目的とし、NPO 法人生体機能探査推進機構（以下、「本法人」という。）の授与する表彰等の基準および種類について定める。

(基準)

第 2 条 この規程は、生体機能における顕著な取り組みや発展等に関わるすべての個人及び団体等に適用する。

2 個人及び団体等が次の各号の一つに該当するときは、これを表彰する。

- (1) 本法人に多大な功労があったとき。
- (2) 永年にわたりこの法人に多大な貢献をおこなったとき。
- (3) 生体機能に関する有益な発明・考案、改良、創意工夫、効率化等を行ったとき。
- (4) 災害および事故を未然に防ぎ、または非常時に多大な功労があったとき。
- (5) 本法人の主催する研究会等で、特に優れた業績を示したとき。
- (6) 本法人の発行する研究雑誌等で、特に優れた業績を示したとき。
- (7) 国家的・社会的功績により、当機構の名誉となる行為があったとき。
- (8) その他前各号に準ずる行為または功績があり表彰すべきであると認められたとき。

3 表彰は、表彰の事由が生じたときに随時行う。

4 表彰の対象者および表彰方法は、理事が推薦した者について、理事会で審査のうえ、理事長が決定する。

(種類)

第 3 条 本規程第 2 条によって行われる表彰方法は、次のとおりとする。

- (1) 賞状授与
- (2) 賞品授与
- (3) 賞金授与
- (4) 称号授与

2 前項の表彰は、併せて行うことができる。

(補則)

第 4 条 その他表彰について必要な事項は、別途理事会が定めることとする。

2 本規程の改正については、理事会の議決のもと、理事長の承認を得ることとする。

附則

1 本規程は、NPO 法人生体機能探査推進機構の成立の日から施行する。

編集後記

任意団体としても、法人としても初めての雑誌作成で、当初の予定より数カ月遅れての刊行となり、待ち望んでおられました会員をはじめ関係者の皆様には、大変ご迷惑とご心配をおかけしました。今後も年に1～2回程度の頻度で刊行していきたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

編集者代表：理事長 根本清次

誌 名	Journal of Biofunctional Finding 第1巻第1号
編 集	NPO 法人生体機能探査推進機構
発 行	令和元年8月29日
発行所	NPO 法人生体機能探査推進機構 〒261-0021 千葉県千葉市美浜区ひび野1丁目1番地 幕張国際研修センター内

表紙デザイン：清川拓馬